

株主各位

鹿児島市加治屋町9番1号

株式会社 昴

代表取締役社長 西村道子

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時
- 場 所 鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号
当社本社ビル 3階会議室
- 会議の目的事項
報告事項 第58期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）
事業報告の内容および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.subaru-net.com>）において周知させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策、日銀による金融緩和策の効果が継続し、企業収益や雇用環境に改善の動きがみられ、緩やかな回復基調となっていました。年度後半に中国を中心とした新興国経済の景気減速への警戒感が強まりました。このような状況下、積極的な投資や消費を刺激するため欧州に続き、わが国においてもマイナス金利が導入され、先行きに対する不透明感をさらに強めることとなりました。

学習塾業界においては、少子社会の進行による市場の縮小に加え、家庭の所得格差、地域間格差が業界動向に大きな影響をもたらしました。

このような状況下において当社は、生徒、保護者の満足度向上のために授業開始前後の基本動作の徹底と学力向上のための指導力、ナビゲーション力を強化し、期待値を上回る成績向上の実現と防犯機能を含めた教室環境の改善と充実を図ってまいりました。

また、事業展開では、経営資源の効率化と集中化を目指して、個別指導荒江教室（福岡市早良区）を閉校するとともに、高等部においては現役での高い大学合格実績を誇る「東進衛星予備校」の運営を鹿児島市と宮崎市において開始いたしました。

生徒数においては、小学生全学年を対象とする「キッズくらぶ」は引き続き堅調に推移し、また当事業年度より開始した東進衛星予備校を含む高等部においては前年実績を上回りましたが、中核をなす中学部と個別指導部において前年実績を回復するまでには至りませんでした。

経費面においては、教室人員配置の適正化並びに地代家賃をはじめとした全社的な運営効率化を推し進めた結果、売上原価は1億3百万円（△3.8%）削減されました。

この結果、当事業年度の売上高は35億15百万円（前期比1.9%減）、営業利益は3億7百万円（前期比11.7%増）、経常利益3億36百万円（前期比12.6%増）、当期純利益は税制改正に伴う法定実効税率の引下げ等により法人税等調整額が増加し1億55百万円（前期比7.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は34百万円となりました。
その主なものは、東進加治木校の開設の改装（13百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は創業50年を迎えましたが、時間と共に進化した部分と薄れてきた部分が明確になってきました。現状、私どもが認識している当面の課題と中長期的な課題については次のとおりです。

①社員が働き甲斐を持てる諸制度の見直しと基本の徹底

少子化の影響もあり人員確保が難しい時代となりました。有能な人材を確保するためにも諸制度の見直しを図ってまいります。

また、経済優先の時代にあって、組織の末端まで当社の基本的考え方が浸透しているとは言えない状況にあるので、世界に通用する人材を育てるために、研修体制の見直しと組織の強化を図っていきます。

②採用活動の強化

採用活動を強化するために、人事採用担当の人員を増員してきました。今後しばらくは採用が難しい時代が続くと予想されるので、アルバイト講師からの社員化や採用媒体の多様化などにより、有為の人材確保に尽力してまいります。

③スクラップ&ビルドの強化

当社が教室を展開している九州は、少子高齢化のスピードが速い地域です。そのため今後、閉鎖しなければならない教室も出てくることが予想されます。そういう中でも人口が増加している地域もあり、また行動スタイルにも変化が起こっている状況を踏まえ、移転や新規教室の展開などを積極的に進めてまいります。

④決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成28年4月14日および16日の平成28年（2016年）熊本地震により、熊本県内の教室が被災いたしました。幸いにも人的被害はございませんでした。現段階においてはその被害額、業績に与える影響は軽微でないことが予想されます。当社といたしましては、一日も早い復旧に全社を挙げ、鋭意努力してまいります。

当社は少子高齢化の時代にあっても、勝ち残り生き延びるために、他社との差別化を図り、地域や生徒・保護者のニーズを掘り起こし、事業の拡大を図って、皆様のご期待に添いたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (平成25年 2 月期)	第 56 期 (平成26年 2 月期)	第 57 期 (平成27年 2 月期)	第58期(当期) (平成28年 2 月期)
売 上 高 (千円)	3,668,564	3,580,047	3,584,892	3,515,229
経 常 利 益 (千円)	281,677	225,723	298,560	336,073
当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (千円) (△)	△258,750	8,918	167,618	155,725
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失 (△)	△41円21銭	1円42銭	27円62銭	26円32銭
総 資 産 (千円)	7,264,963	7,257,447	7,276,044	7,019,018
純 資 産 (千円)	3,370,542	3,307,622	3,301,188	3,363,134
1 株 当 たり 純 資 産 額	536円83銭	526円85銭	557円87銭	568円51銭

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

(10) 主要な事業内容 (平成28年2月29日現在)

当社は、幼児、小学1年生から中学3年生までの児童・生徒および高校生を対象とする学習塾であります。

当社では真の人間を育成すべく、「感性を育み」、「人間にとって大切なことを学び」、「勉強は楽しいものと分かり」、「自ら進んで学ぶ」教育を行っております。当然その結果として、志望校合格を果たし、将来、真に世の中の役に立つ人間を育成するよう努力しております。

(11) 事業所 (平成28年2月29日現在)

本社 鹿兒島市加治屋町9-1
教室

事 業 所 形 態	事 業 所 数	県	別
昂	52	鹿兒島県 32校 宮崎県 10校	熊本県 7校 福岡県 3校
受 験 ラ サ ー ル	4	鹿兒島県 2校 宮崎県 1校	熊本県 1校
高 等 部	5	鹿兒島県 2校 宮崎県 3校	(うち東進衛星予備校1校) (うち東進衛星予備校1校)
個 別 指 導	16	鹿兒島県 5校 宮崎県 2校	熊本県 5校 福岡県 4校
合 計	77	鹿兒島県 41校 宮崎県 16校	熊本県 13校 福岡県 7校

(注) 1. 平成27年3月に河合塾マナビスとのFC契約を解約し、同年4月東進衛星予備校の運営を開始しました。

2. 平成27年4月に個別指導荒江教室(福岡県)を閉校いたしました。

(12) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

使用人数	前期末比増減
296名	17名減

(13) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社鹿児島銀行	1,237百万円
株式会社三井住友銀行	451
株式会社福岡銀行	237
株式会社みずほ銀行	212
株式会社宮崎銀行	137

2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,275,678株（自己株式660,083株を除く）
- ③ 株主数 849名（前期比17名増）
- ④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社学友社	2,567千株	40.91%
西村秋	460	7.33
西村道子	389	6.21
資産管理サービス信託銀行株式会社	360	5.73
株式会社鹿児島銀行	310	4.94
株式会社南日本銀行	214	3.40
昴取引先持株会	148	2.36
佐藤兼義	104	1.65
昴社員持株会	99	1.58
株式会社宮崎銀行	90	1.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	90	1.43

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（660,083株）を控除して計算しております。
2. 株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴い、信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式を360千株所有しております。
3. 当社は、自己株式を660,083株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年2月29日現在)
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (平成28年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 道 子	有限会社学友社取締役
代表取締役副社長	西 村 秋	人事総務部長 教務部広告宣伝担当部長 有限会社学友社代表取締役
取 締 役	毛 利 寿 男	教務部長
取締役 (社外取締役)	末 永 隆	株式会社鹿児島経済研究所 常務取締役
常 勤 監 査 役	佐 多 直 大	
監査役 (社外監査役)	宮 川 秀 樹	宮川公認会計士事務所 代表者
監査役 (社外監査役)	永 井 暁	税理士法人アスク会計 代表社員

- (注) 1. 取締役末永隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮川秀樹、永井暁の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役宮川秀樹氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役永井暁氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、宮川秀樹、永井暁の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と宮川公認会計士事務所および税理士法人アスク会計との間には重要な取引関係はありません。
7. 当社と株式会社鹿児島経済研究所との間には重要な取引関係はありません。
8. 社外取締役末永隆氏が常務取締役を務める株式会社鹿児島経済研究所は平成28年4月1日付で株式会社九州経済研究所に社名変更いたしました。
9. 社外監査役永井暁氏は平成28年1月1日付で税理士法人アスク会計の代表社員に就任いたしました。
10. 佐多直大氏は平成27年5月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、常務取締役を辞任いたしました。
11. 常勤監査役新納正博氏は平成27年5月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 で の 社 外 役 員 の 兼 任 状 況	当 社 で の 主 な 活 動 内 容
取締役	末 永 隆	株式会社 鹿児島経済研究所 常務取締役	平成27年5月27日就任後、当事業年度に開催された10回の取締役会全てに出席し、金融機関およびシンクタンクにおける経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
監査役	宮 川 秀 樹	宮川公認会計士事務所 代表者	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、監査役会18回のうち全てに出席して、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永 井 暁	税理士法人アスク会計 代表社員	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、監査役会18回のうち全てに出席して、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 当社と宮川公認会計士事務所および税理士法人アスク会計との間には重要な取引関係はありません。
2. 当社と株式会社鹿児島経済研究所との間には重要な取引関係はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	59,400千円 (900千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	8,640千円 (4,140千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	68,040千円 (5,040千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年5月29日開催の第34期定時株主総会において年額1億5千万円以内（使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年5月29日開催の第34期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として、7,200千円支給しております。
5. 取締役の報酬等の額には、平成27年5月27日付で辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額および監査役の報酬等の額には、同日に任期満了により退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

6. 当社は、平成18年5月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に辞任した取締役1名に対し、29,490千円の退職慰労金を支給しております。
7. 当期末の取締役の員数は4名、監査役は3名であります。上記の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、平成27年5月27日付で辞任した取締役1名と任期満了により退任した監査役1名を含んでいるためであります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人かごしま会計プロフェッション

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役、使用人に法令、定款および社会規範の遵守を徹底するためのコンプライアンス委員会を内部監査室において設置し、社内における強固なコンプライアンス体制を構築し、継続してその質の向上を推進する。

内部監査室長は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況について監査を実施し、コンプライアンス委員会においてその結果を報告する。

また、法令違反などの疑義が生ずる行為などについての内部報告体制として、内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じて運用状況を検証のうえ、適宜規定などの見直しを行う。

なお、取締役および監査役はこれらの文書などを常時閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクに関して、当該部門において情報を共有し、ガイドライン、マニュアルを整備したうえで、全社横断的にリスク情報を監視する。

代表取締役社長は、経営に重大な影響を及ぼすリスクとして判断したときは、内部監査室を中心とした危機管理チームを組織し、迅速かつ組織的対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定、経営方針書に基づく経営状況の管理および取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務執行においては、取締役会規程に定める付議事項について、精査された資料を準備し、取締役会に付議する。

通常業務の遂行については、職務分掌規程、職務権限規程などに基づき、可能な範囲において業務上の権限を委譲し、各範疇に係る責任者が業務を遂行する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めにより、職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、監査業務に必要な指揮命令を受ける。

(6) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査役以外からの指揮命令は受けない。当該使用人の異動および人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と取締役が協議する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、コンプライアンスに関する事項に加え、重大な影響を及ぼすリスクに関する事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を通じた報告の状況およびその内容、その他の監査役が職務遂行上、必要があると判断した事項について、誠実に速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は必要に応じ、取締役会をはじめとする重要な会議に出席できることとして、必要な報告、勧告を行う。

また、代表取締役社長と定期的に相互の意見交換を実施する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 毎月開催する定例取締役会において、法令等で定められた事項や経営方針、予算策定など経営に関する重要事項を決定し、月次業績、予算差異の分析、対策を協議し、法令、定款等の適合性、業務の適正性を確保し、内部統制システムの実効性を向上させております。

② 監査役は監査役監査、取締役会等の重要な会議に出席し業務執行の状況、コンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、さらに内部監査の定期的実施により、法令、定款および社内規程等の遵守の状況を検証いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

一方で、株式の大量取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。

今後の法制度や社会動向を見極めながら検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと位置づけ、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期末におきましては1株当たり12円の配当を予定しております。内部留保金につきましては、財務体質の強化と今後の事業拡大のために有効活用してまいります。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円、単位未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	349,187	流動負債	1,497,770
現金及び預金	160,799	買掛金	50,981
営業未収金	10,008	短期借入金	200,000
有価証券	19,768	1年内返済予定の長期借入金	725,595
教材	51,735	リース債務	8,172
貯蔵品	1,879	資産除去債務	4,954
前払費用	41,297	未払費用	85,952
繰延税金資産	57,785	未払法人税等	52,733
その他	6,622	未払消費税等	117,911
貸倒引当金	△710	前受り金	67,287
固定資産	6,669,830	前受り金	19,707
有形固定資産	5,698,224	前受り金	1,932
建物	2,038,187	賞与引当金	82,522
構築物	17,647	ポインツ引当金	22,365
器具備品	47,693	その他の	23,724
土地	3,591,231	固定負債	2,158,113
リース資産	3,465	長期借入金	1,350,912
無形固定資産	38,642	リース債務	9,513
借地権	442	資産除去債務	9,200
電話加入権	22,317	退職給付引当金	648,874
ソフトウェア	1,160	株式給付引当金	23,521
リース資産	14,721	長期未払金	92,772
投資その他の資産	932,962	長期預り金の	19,200
投資有価証券	262,056	その他	4,118
出資金	11	負債合計	3,655,883
長期前払費用	15,288	純資産	の部
繰延税金資産	241,911	株主資本	990,750
投資不動産	282,716	資本剰余金	971,690
保険積立金	8,052	資本準備金	971,690
敷金及び保証金	122,926	資本剰余金合計	971,690
資産合計	7,019,018	利益剰余金	107,802
		その他利益剰余金	1,777,765
		別途積立金	1,153,000
		繰越利益剰余金	624,765
		利益剰余金合計	1,885,568
		自己株式	△513,432
		株主資本合計	3,334,575
		評価・換算差額等	28,558
		その他有価証券評価差額金	28,558
		評価・換算差額等合計	28,558
		純資産合計	3,363,134
		負債および純資産合計	7,019,018

損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円、単位未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		3,515,229
売 上 原 価		2,630,529
売 上 総 利 益		884,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		577,659
営 業 利 益		307,041
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	337	
有 価 証 券 利 息	10,153	
受 取 配 当 金	1,199	
受 取 家 賃	19,427	
受 取 手 数 料	11,252	
そ の 他	2,787	45,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,035	
租 税 公 課	2,752	
減 価 償 却 費	3,057	
そ の 他	1,281	16,126
経 常 利 益		336,073
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	5,357	5,357
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	10,525	
災 害 に よ る 損 失	4,670	
和 解 金	17,700	32,895
税 引 前 当 期 純 利 益		308,535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	123,516	
法 人 税 等 調 整 額	29,293	152,809
当 期 純 利 益		155,725

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円、単位未満切捨)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	990,750	971,690	971,690	107,802	1,153,000	544,369	1,805,172
当期変動額							
剰余金の配当						△75,329	△75,329
当期純利益						155,725	155,725
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	80,395	80,395
当期末残高	990,750	971,690	971,690	107,802	1,153,000	624,765	1,885,568

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△512,715	3,254,896	46,291	46,291	3,301,188
当期変動額					
剰余金の配当		△75,329			△75,329
当期純利益		155,725			155,725
自己株式の取得	△716	△716			△716
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)			△17,732	△17,732	△17,732
当期変動額合計	△513,432	79,679	△17,732	△17,732	61,946
当期末残高	△513,432	3,334,575	28,558	28,558	3,363,134

個別注記表

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

〔重要な会計方針に係る注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの
 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 時価のないもの
 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 教材
 総平均法による原価法
 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 貯蔵品
 個別法による原価法
 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 建物（建物附属設備を含む）は定額法、その他の有形固定資産については定率法
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 13～49年
 構築物 3～30年
 器具備品 2～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 長期前払費用
 定額法
 - (5) 投資不動産
 建物（建物附属設備を含む）は定額法、その他の投資不動産については定率法

4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) ポイント引当金
 生徒に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 - (5) 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 5. 売上高の計上基準
月謝収入及び季節講習収入は、受講期間に対応して計上し、入会金収入は入会時の属する事業年度の収益として計上しております。また、教材収入は教材提供該当月に計上していません。
 - 6. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、これによる損益及び財務状態に与える影響はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産
担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------|-------------|
| 建物 | 1,219,010千円 |
| 土地 | 2,384,223千円 |
| 投資不動産 | 280,774千円 |
| 合計 | 3,884,009千円 |
- 上記に対応する債務は次のとおりであります。
- | | |
|---------------|-------------|
| 短期借入金 | 200,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 528,092千円 |
| 長期借入金 | 859,251千円 |
| 合計 | 1,587,343千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,848,564千円
3. 投資不動産の減価償却累計額 18,617千円

〔損益計算書に関する注記〕

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地 域	建 物 等	土 地	合 計
熊 本 地 区	8,126	2,399	10,525
合 計	8,126	2,399	10,525

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である教室を基本単位として、また遊休資産等については物件単位毎にグルーピングしております。

地価の下落及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである教室及び遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,525千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.5%で割り引いて計算しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	摘要
発行済株式					
普通株式	6,935,761	—	—	6,935,761	
合 計	6,935,761	—	—	6,935,761	
自己株式					(注)
普通株式	1,018,267	1,816	—	1,020,083	
合 計	1,018,267	1,816	—	1,020,083	

(注) 1 当事業年度増加株式数の主な内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取 1,816株

- 2 自己株式の株式数にはESOP信託口が保有する当社株式（当事業年度末360,000株）が含まれております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月27日 定時株主総会	普通株式	75,329千円	12円00銭	平成27年2月28日	平成27年5月28日

(注) 平成27年5月27日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、ESOP信託口が保有する当社の株式に対する配当金4,320千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配 当 金 の 原 資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	75,308千円	12円00銭	平成28年 2月29日	平成28年 5月26日

(注) 平成28年5月25日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、ESOP信託口が保有する当社の株式に対する配当金4,320千円が含まれております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	8,559千円
未払事業所税	6,147千円
賞与引当金	27,067千円
ポイント引当金	7,335千円
その他	8,956千円
	<hr/>
	58,067千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	208,476千円
株式給付引当金	7,550千円
資産除去債務	4,351千円
減損損失	550,325千円
長期未払金	29,779千円
その他	1,460千円
	<hr/>
	801,943千円
繰延税金資産の小計	<hr/>
	860,011千円
評価性引当額	<hr/>
	△546,813千円
繰延税金資産の合計	<hr/>
	313,198千円
繰延税金負債（流動）	
その他有価証券評価差額金	<hr/>
	△281千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	<hr/>
	△13,219千円
繰延税金負債の合計	<hr/>
	△13,501千円
繰延税金資産の純額	<hr/>
	299,697千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成28年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.4%から32.8%に変更されます。また、平成29年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.4%から32.1%に変更されております。

この変更により、繰延税金資産が29,072千円減少し、その他有価証券評価差額金が1,387千円増加し、法人税等調整額(借方)が30,460千円増加しております。

3. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、平成29年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は32.8%から30.7%に変更されます。また、平成31年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は32.1%から30.5%に変更されます。

この変更により、当事業年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合、固定資産の繰延税金資産が11,048千円減少し、その他有価証券評価差額金が672千円増加し、法人税等調整額(借方)が11,721千円増加いたします。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している固定資産として事務用機器、防犯機器等があります。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは、現在行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、ほとんどが個人宛のものであり、入金期日についても概ね1ヶ月以内に回収されるものであるため、顧客の信用リスクについては限定的であります。また当該リスクに関しましては、当社の社内規程に則り、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式、MMF、債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に事業所建物の賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどの支払期日が1ヶ月以内であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資本調達を目的としたものであります。長期借入金は主に設備投資に係る資本調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に教材に係る印刷機及び販売管理システムであり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。未払法人税等の支払期日は1年以内であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、毎月の資金繰計画を見直すなどの方法により、リスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注)2.参照)

	貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	160,799	160,799	—
(2) 営業未収入金	10,008		
貸倒引当金(※1)	△625		
	9,383	9,383	—
(3) 有価証券	19,768	19,768	—
(4) 投資有価証券	262,056	262,056	—
(5) 敷金及び保証金	15,855	15,934	79
資 産 計	467,863	467,942	79
(1) 買掛金	50,981	50,981	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	85,952	85,952	—
(4) 未払法人税等	117,911	117,911	—
(5) 未払消費税等	33,928	33,928	—
(6) 長期借入金(※2)	2,076,508	2,078,951	2,443
(7) リース債務(※3)	17,686	17,684	△2
負 債 計	2,582,969	2,585,411	2,441

(※1) 営業未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金725,595千円を含めて記載しております。

(※3) 短期のリース債務8,172千円を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、MMFについては、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金(返還時期が確定しているもの)の時価については、残存期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金（返還時期が確定しているものを除く）（※1）	107,071
長期未払金（※2）	92,772

（※1）敷金及び保証金（返還時期が確定しているものを除く）については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(5) 敷金及び保証金」に含めておりません。

（※2）長期未払金については、支払時期が未定であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、本表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)
現金及び預金	160,799	—	—
営業未収入金	10,008	—	—
敷金及び保証金	15,855	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	169,499	—
合 計	186,663	169,499	—

（注）敷金及び保証金（返還時期が確定しているものを除く）については残存期間を合理的に見込むことができないため本表には含めておりません。

4. リース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	8,172	4,320	3,569	1,623	—	—

〔持分法損益等に関する注記〕

該当事項はありません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社では、鹿児島県及び熊本県において、賃貸用店舗（土地を含む）及び遊休不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,668千円（賃貸収益は営業外収益、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
355,026	△3,657	351,369	252,856

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費によるものであります。
3. 時価の算定方法
主として固定資産税評価額を基準に自社で算定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 568円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 26円32銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月7日

株式会社 昂
取締役会 御中

監査法人かごしま会計プロフェッション

指 定 社 員 公認会計士 田 畑 恒 春 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 毅 憲 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昂の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号の掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2、監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人がごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月11日

株式会社 昴 監査役会

常勤監査役 佐多直大 ㊞
社外監査役 宮川秀樹 ㊞
社外監査役 永井 暁 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
期末配当に関する事項

当社は経営基盤の安定を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および当社を取り巻く環境などを勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
配当総額は、75,308,136円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。このため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

なお、当該変更議案提出につきましては、各監査役の同意を得ておりません。

本議案における定款変更は本總會終結の時をもって効力が発生するものとしていたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 <条文省略>	第1条～第4条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第12条 <条文省略>	第5条～第12条 <現行どおり>
第3章 株主總會	第3章 株主總會
第13条～第18条 <条文省略>	第13条～第18条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第19条 <条文省略> (取締役の員数)</p>	<p>第19条 <現行どおり> (取締役の員数)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p>	<p>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>8名以内</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役の選任)</p>	<p style="text-align: center;">2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は3名以上5名以内とし、その過半数は社外取締役する。</u></p> <p>(取締役の選任)</p>
<p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p style="text-align: center;">2 <条文省略> 3 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p>
<p>第22条 <条文省略></p>	<p>第22条 <現行どおり></p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>(取締役会規程) 第30条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 <条文省略></p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第33条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第31条 <現行どおり></p> <p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第33条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第34条 当社は<u>監査等委員会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削 除></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削 除></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第44条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の選任) 第45条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の任期) 第46条 <条文省略> 2 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第48条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第39条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の選任) 第40条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の任期) 第41条 <現行どおり> 2 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第43条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第49条 <条文省略></p> <p>(期末配当金及び中間配当金) 第50条 <条文省略></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第51条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第44条 <現行どおり></p> <p>(期末配当金及び中間配当金) 第45条 <現行どおり></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第58期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	にしむら みちこ 西村 道子 (昭和17年2月6日)	昭和48年10月 有限会社教学社鶴丸予備校 (現 株式会社昴) 取締役に就任 平成 3年 2月 当社常務取締役 平成 3年10月 当社専務取締役 平成 3年12月 当社代表取締役専務 平成14年 3月 当社代表取締役専務 教務本部長 平成15年 5月 当社代表取締役副社長 教務本部長 平成18年 3月 当社代表取締役社長(現任) <重要な兼職の状況> 有限会社学友社 取締役	389, 919株
2	にしむら あき 西村 秋 (昭和42年1月24日)	平成13年 1月 有限会社学友社取締役 平成17年 3月 当社入社内部監査室長 平成18年 5月 当社取締役内部監査室長 平成19年 9月 当社取締役人事総務部長 平成22年 2月 当社取締役人事総務部長 教務部広告宣伝担当部長 平成26年 5月 当社代表取締役副社長 人事総務部長 教務部広告宣伝担当部長(現任) <重要な兼職の状況> 有限会社学友社 代表取締役	460, 168株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	<small>もうり ひさお</small> 毛利 寿男 (昭和26年7月3日)	昭和54年 5月 有限会社鶴丸予備校 (現 株式会社昴)入社 平成 5年 3月 当社教務統轄部次長 平成16年 3月 当社教務統轄部長 平成17年 3月 当社教務部長 平成18年 5月 当社取締役教務部長 (現任)	12,250株
※ 4	<small>たちやま まさとし</small> 立山 政俊 (昭和30年2月10日)	昭和52年 4月 株式会社鹿児島銀行入行 平成18年 8月 株式会社鹿児島銀行総務部長 平成21年 6月 鹿児島共同倉庫株式会社 取締役総務部長 平成27年 5月 当社入社管理部長 (現任)	0株

注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※は、新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	きた なおひろ 佐多 直大 (昭和23年9月5日)	昭和47年 4月 鹿児島信用金庫入庫 平成 3年 8月 当社入社人事課長 平成 6年 5月 当社取締役人事部長 平成11年 6月 当社取締役人事総務部長 平成15年 5月 当社常務取締役 人事総務部長 平成19年 9月 当社常務取締役管理部長 兼情報システム部長 平成21年 3月 当社常務取締役管理部長 平成27年 5月 当社常勤監査役（現任）	11,000株
2	みやかわ ひでき 宮川 秀樹 (昭和24年12月7日)	昭和48年11月 監査法人第一監査事務所入所 昭和56年 4月 宮川公認会計士事務所開設 平成 3年 2月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 宮川公認会計士事務所代表者	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	すえなが たかし 末永 隆 (昭和32年1月10日)	昭和56年 4月 株式会社鹿児島銀行入行 平成21年 2月 株式会社鹿児島銀行 鴨池支店長 平成23年 6月 株式会社鹿児島経済研究所取締役 平成25年 6月 株式会社鹿児島経済研究所 (現 株式会社九州経済研究所) 常務取締役 (現任) 平成27年 5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社九州経済研究所常務取締役	0株

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮川秀樹、末永隆の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮川秀樹氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計の実務に長年携わっており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
4. 末永隆氏は銀行系シンクタンクにおいて直接企業経営に関与されており、さらに銀行実務に長年携わられ、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしております。
5. 末永隆氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
6. 当社は、宮川秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の就任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成4年5月29日開催の第34期定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬等の額を年額1億円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます）の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

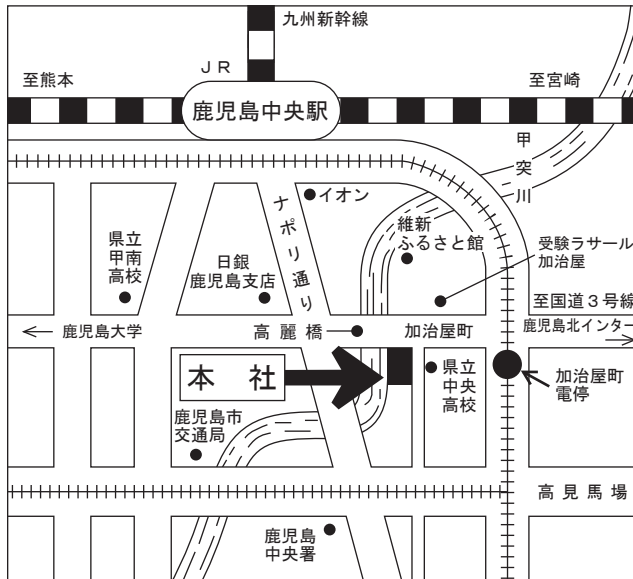
第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢など諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へと移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額2千万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

以上

総会会場ご案内図



会場：当社本社ビル 3階会議室
鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号
電話 099(227)－9500

- J R 鹿児島中央駅より徒歩15分
- 市電 加治屋町電停より徒歩5分
- 駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮願います。